

平成 24 (2012) 年 3 月 23 日



釜石市

街に、ルネッサンス



UR都市機構

独立行政法人都市再生機構

東日本大震災関係

釜石市の復興まちづくりの推進に向け協力関係構築 ～復興整備事業に係る協力協定締結～

3月23日、釜石市における復興まちづくりを円滑に推進するため、釜石市とUR都市機構は協力協定を締結しました。

1. 概要

釜石市で震災復興のまちづくりが始動しました。

3月23日、協力協定締結式が行なわれ、釜石市とUR都市機構の間で協力協定を締結しました。

本協定は、3月9日、復興まちづくりを円滑に推進するために交換した相互協力を確認する覚書に基づくものです。

これにより、具体的に復興まちづくり及び災害公営住宅の整備を協力して推進していきます。

2. UR都市機構の支援内容

- ・片岸・鵜住居地区の市街地整備事業
- ・市内災害公営住宅の整備等

3. その他

- ・覚書（別添1）
- ・協力協定（別添2）
- ・片岸・鵜住居地区位置図（別添3）
- ・UR都市機構による震災復興まちづくり（別添4）
- ・UR都市機構による震災復興の住まいづくり（別添5）
- ・被災市町村との覚書・協定締結一覧（別添6）

○ お問い合わせは下記へお願いします。

釜石市復興推進本部都市整備推進室 藤井 電話0193(22)2111

UR都市機構 岩手震災復興支援事務所

支援調整第1チームリーダー 岡谷

電話019(604)3066(代)

東日本大震災に係る釜石市復興事業の推進に関する協力協定書

釜石市（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、釜石市における復興事業の推進について、次のとおり協力協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、東日本大震災の被災地の早期復興を図るため、甲乙の相互の連携を図り、釜石市における復興事業による円滑なまちづくりを甲乙協働で推進することを目的とする。

（復興整備事業の推進）

第2条 釜石市復興まちづくり基本計画スクラムかまいし復興プランに位置付けられた次に掲げる地区（別図に示す区域。以下「対象地区」という。）において、乙は甲が対象地区で実施を予定している復興整備事業（以下「事業」という。）の推進に協力するものとする。

一 片岸・鵜住居地区

（復興整備事業に係る役割分担等）

第3条 甲及び乙は、円滑かつ効果的に事業の推進を図るため、必要な情報交換を行うものとする。

- 2 甲は、事業の主体として計画策定及び合意形成等事業の推進を図るものとする。
- 3 甲及び乙は、対象地区の合意形成の状況及び計画の合理性等について甲乙間で確認した上で、事業の立上げに向けた計画検討、事業の推進に資するコーディネート、事業の実施等の乙の実施する業務について、甲乙間で協議するものとする。
- 4 乙は、前項の協議により乙が実施するものとして甲乙間で合意が得られた業務について、甲からの委託に基づき行うものとする。
- 5 前項の規定に基づく業務を甲が乙に委託する場合には、あらかじめ甲乙間で別途契約を締結するものとし、甲はその業務の実施に要する費用を乙に支払うものとする。

（災害公営住宅の整備）

第4条 甲及び乙は協力して、東日本大震災により住宅を失った被災者の居住の用に供する甲の災害公営住宅（以下「住宅」という。）を整備する。

- 2 甲は、住宅の建設用地の選定を行うとともに、住宅の構造、戸数、附帯施設の内容、事業期間等を定めた基本計画を策定する。
- 3 甲は、基本計画が策定された場合には、甲乙協議の上、乙にこれを示し、乙の実施する住宅の建設及び譲渡の業務（これらに附帯する業務を含めることができ

る。)の実施を要請することができる。

- 4 乙は、前項の要請があった場合には、乙の実施する業務について、甲乙間で協議し、その内容を決定する。
- 5 前項の規定により乙が業務を実施する場合は、甲乙間で別途契約を締結する。

(有効期間)

第5条 本協定は、本協定締結の日から平成33年3月31日（以下「期間満了日」という。）まで効力を有するものとする。

- 2 期間満了日までに甲及び乙のいずれか一方から本協定を終了させる旨の申入れがあった場合には、甲乙協議し、その取扱いを定めるものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

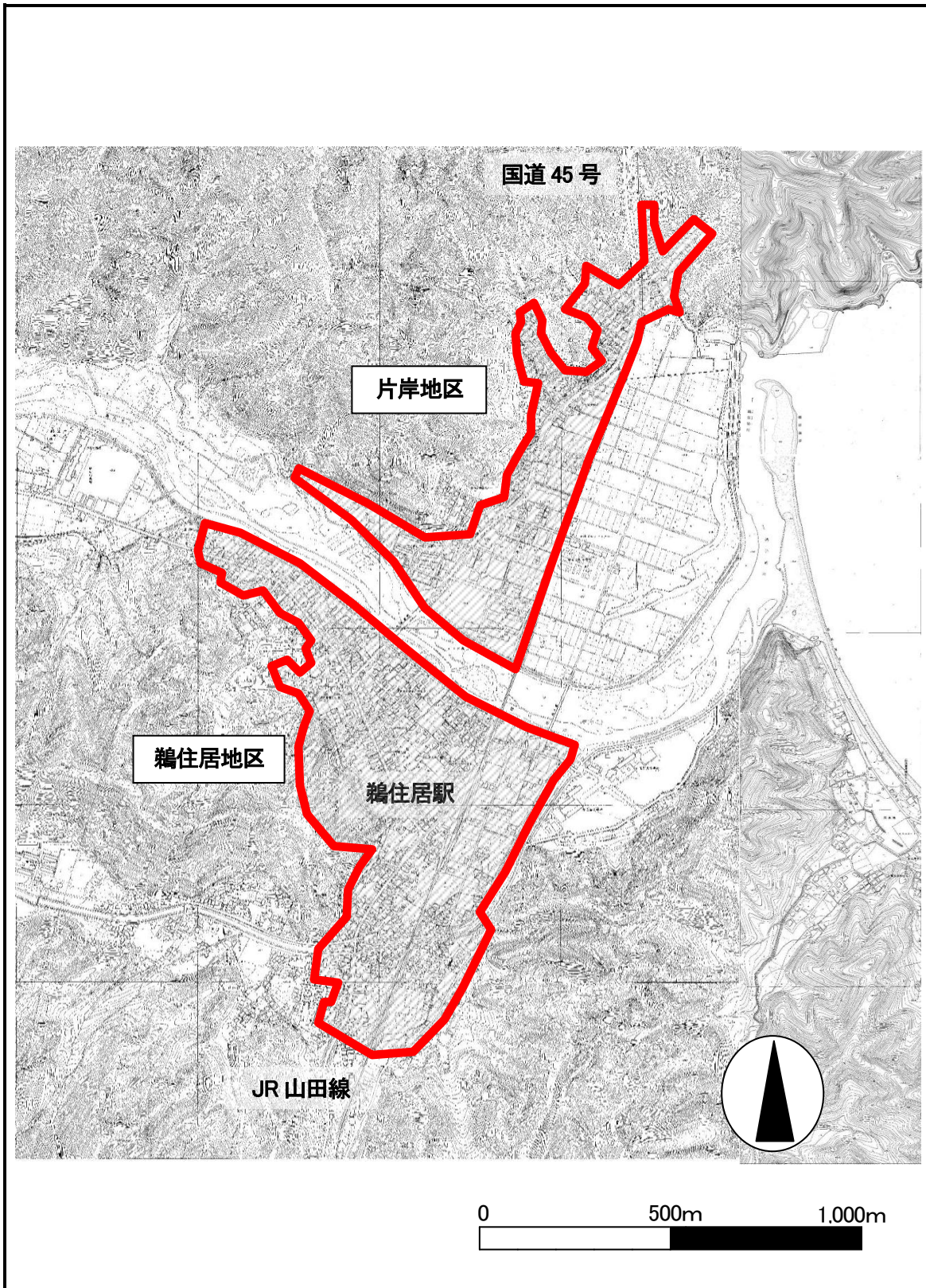
本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年3月23日

甲 釜石市
代表者 市長 野田 武 則

乙 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1
独立行政法人都市再生機構
理事長 小川 忠 男

別図



片岸・鵜住居地区位置図



UR都市機構による震災復興まちづくり — 復興整備事業支援 —

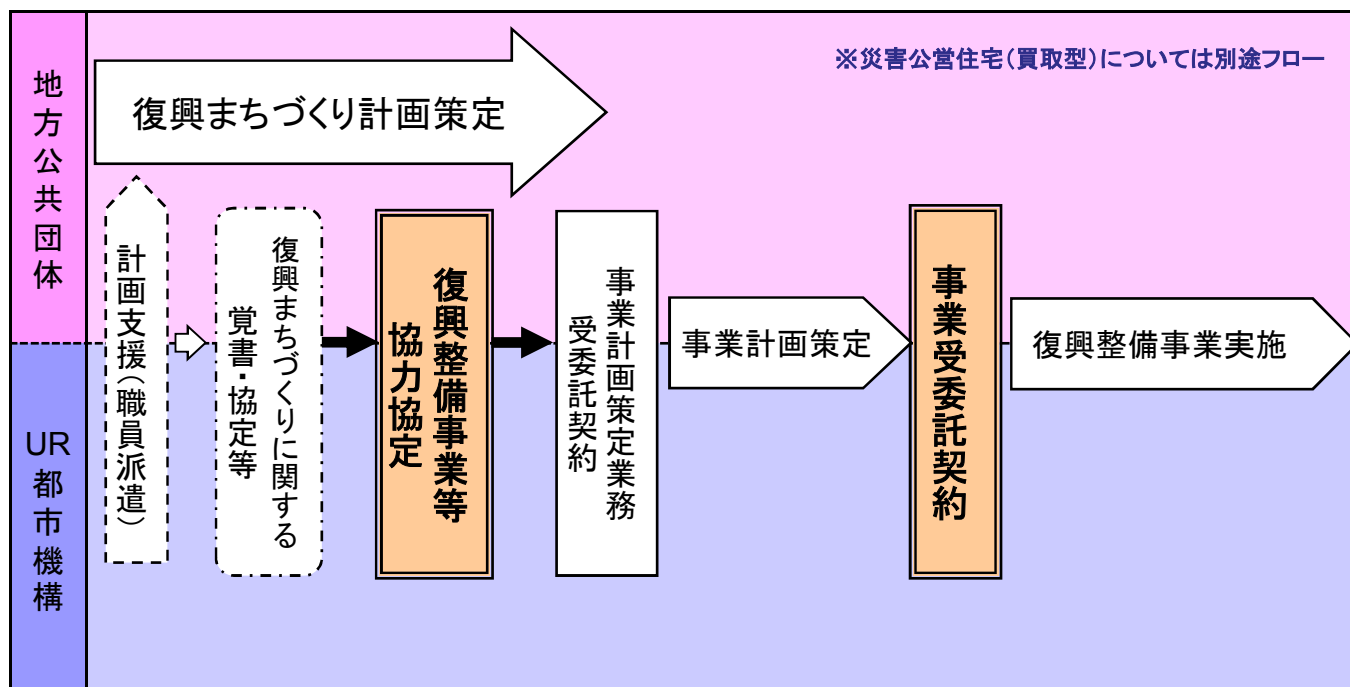
■ 復興特区法におけるUR都市機構の位置づけ

「東日本大震災復興特別区域法」において、UR都市機構は、従来の業務のほか、委託に基づき、**復興整備計画に記載された復興整備事業**を行うことができることとなりました。

- ・土地区画整理事業の受託
- ・防災集団移転促進事業の受託
- ・災害公営住宅整備事業の受託※ 等

※ 災害公営住宅整備事業(買取型)については都市機構法(第11条1項16号)において規定

■ UR都市機構の復興整備事業基本支援フロー



<お問い合わせ先>

◎独立行政法人 都市再生機構
岩手震災復興支援事務所
〒020-0871 岩手県盛岡市中ノ橋通1-4-22
Tel 019-604-3066 Fax 019-604-3028

街に、ルネッサンス



UR都市機構

UR都市機構による震災復興の住まいづくり

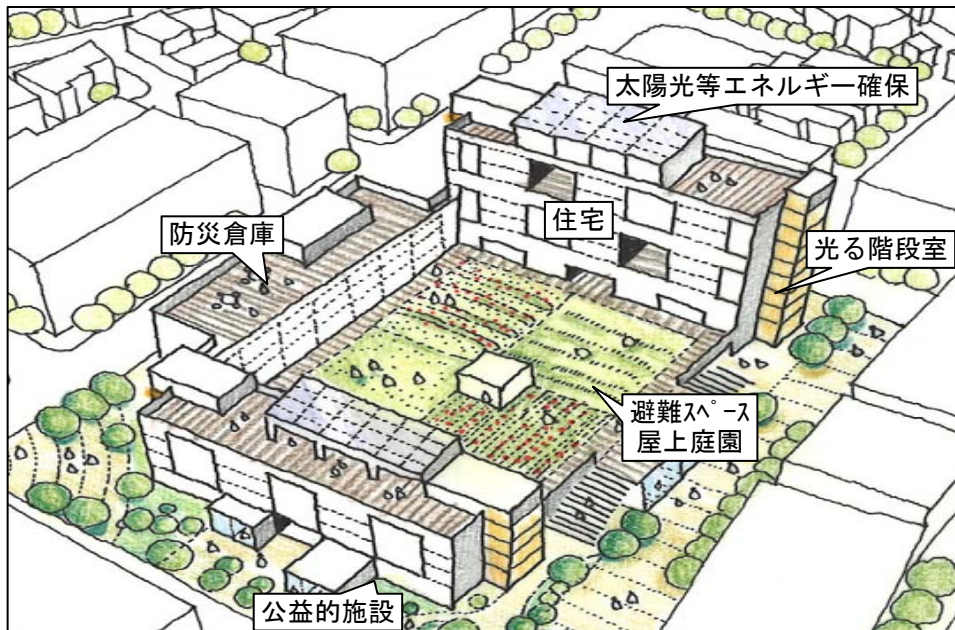
——災害公営住宅建設の支援——



—— 街に、ルネッサンス ——



UR都市機構



まちなか居住地イメージ

UR都市機構の総合力を活かした復興住宅支援

○豊富な実績

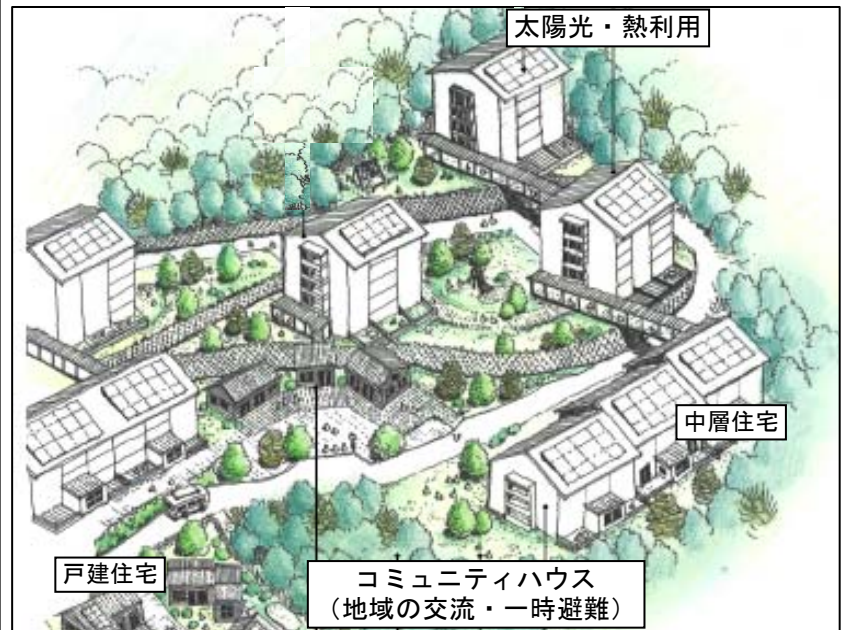
UR都市機構は、国の政策実施機関として半世紀以上にわたり、「人が輝く」まちづくり・住まいづくりをめざし、さまざまな取り組みを実践してきました。全国で約76万戸のUR賃貸住宅を管理するとともに、兵庫県や新潟県で震災復興の住宅建設、再開発・区画整理事業に取り組んできました。

○安心の技術力

計画策定から、用地調査、造成、設計、建設、工事監理まで一貫して、経験豊富な各分野のエキスパートが復興住宅建設を支援します。

○迅速な行動力

東日本大震災の早期復興のため、URのマンパワーが活用できます。平成7年の阪神・淡路大震災では、当初3年間で約18,600戸の災害復興住宅を建設しています。



高台居住地イメージ

UR都市機構が提案する災害復興のすまいづくり 4つのキーワード

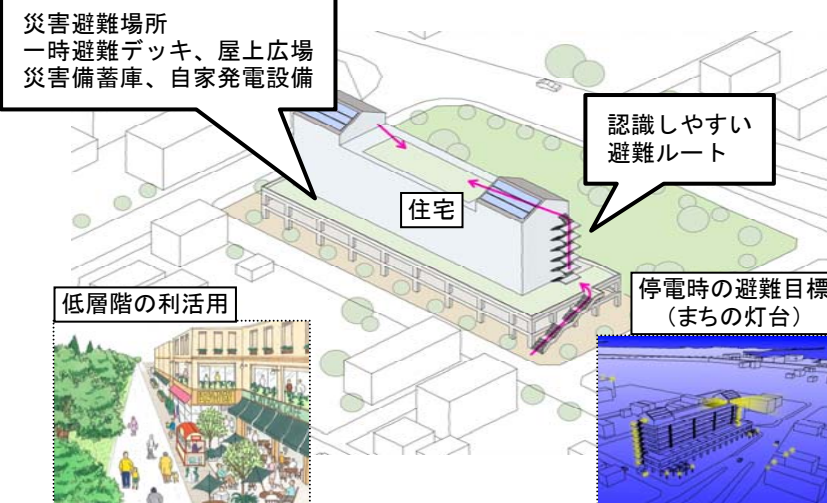
1 地域の防災拠点整備

●津波避難ビルとなる復興住宅

- ・高台避難が困難な市街地では、復興住宅に設置する安全な高さのデッキや屋上広場への避難が有効。津波避難ビルとして活用。
- ・災害備蓄倉庫や自家発電装置設置で、数日間滞在できる避難所として利用。停電時に避難の目印となる「まちの灯台」

●低層階の活用による賑わいの創出

- ・住宅の低層部は、耐震・耐波性能を確保の上、賑わい施設や駐車場として利用



3 環境への配慮

●省エネ徹底住宅

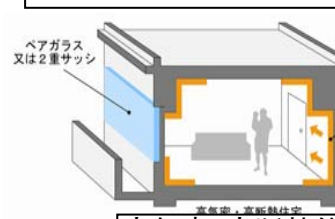
- ・高気密・高断熱住宅 (二重サッシ・ペアガラス・屋上緑化)
- ・省エネ設備の導入 (LED照明・節水・節湯水栓・高効率給湯器)

●再生可能エネルギーの導入

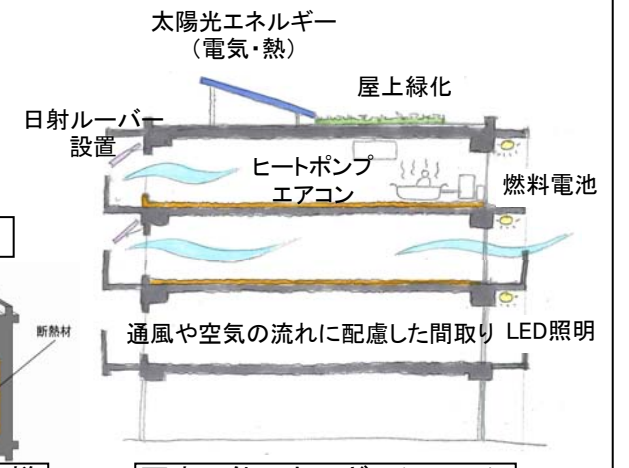
- ・太陽光パネルの設置
- ・風力発電・雨水利用システムの設置
- ・コージェネレーション設備の設置
- ・地域のエネルギー融通計画に協力



手押しポンプ(雨水利用)



高気密・高断熱仕様



再生可能エネルギーシステム

2 高齢者・子育て層の安心居住

●高齢者の安心居住

- ・住み慣れた地域で、できるだけ長く在宅生活を続けられる住空間
- ・交流施設の設置や見守りサービスの提供
- ・徹底したバリアフリー対策

●地域の福祉拠点整備

- ・地域介護・医療・子育て等のサービス拠点の併設
- ・地域の民間事業者、NPO法人との連携



居住者の絆を育むコミュニティ食堂



交流を楽しむコミュニティガーデン



団地内子育て拠点



バリアフリー

4 地域に根ざした住宅建設

●地域密着の住宅計画

- ・地域の風土、歴史、特色を生かした住宅計画の提案
- ・被災者の意見を反映した住宅計画づくり

●地元産業の活性化

- ・公共団体の要請により、地元事業者や地元木材等の活用

●地域の景観に配慮

- ・地域のまちなみや美しい景観に配慮した計画づくり



ワークショップを通じた地元意見の反映



地元産材の活用



松島の景観(出典:宮城県HP)



地元事業者・地元産材を活用した住宅イメージ (事例写真:岩手県営住宅)

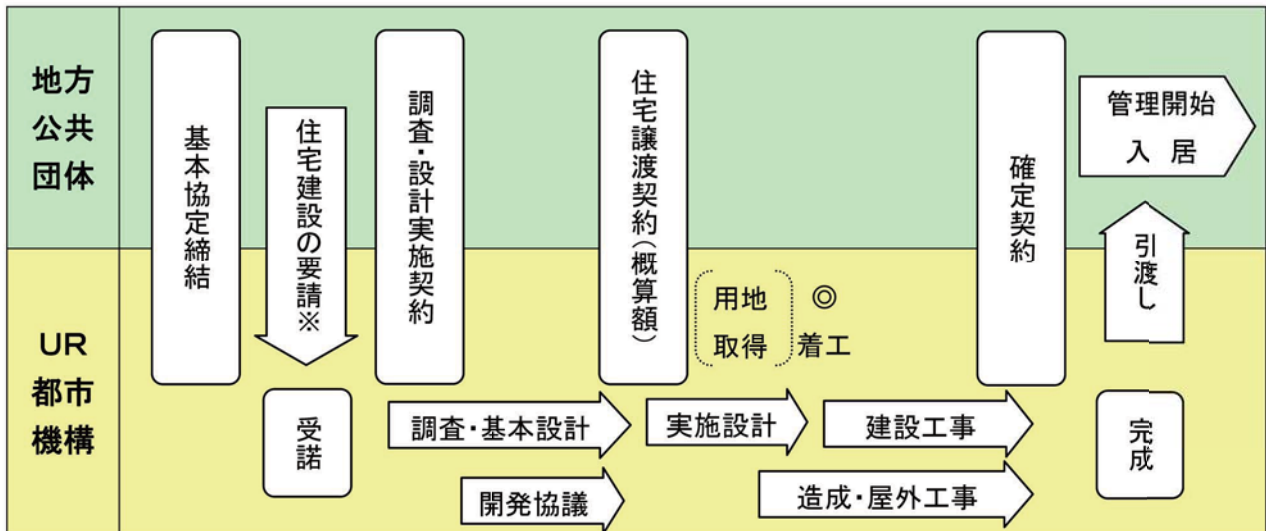
<東日本大震災におけるURの支援状況>

- 被災者の方に一定期間無償でUR賃貸住宅を提供
 - 応急仮設住宅用地の提供(仙台市あすと長町地区、いわきNT地区、盛岡南新都心地区)
 - 応急仮設住宅建設に延べ181人を派遣(岩手県、宮城県、福島県)
 - URの震災復興支援体制(平成24年2月1日現在)
 - 現地体制は73名(宮城・福島震災復興支援事務所39名、岩手震災復興支援事務所34名)
 - うち、復興計画策定等の技術的支援のため、次の17市町村に34名を派遣
- <岩手県>宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、野田村<宮城県>石巻市、気仙沼市、名取市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、女川町、南三陸町<福島県>新地町

<参考>阪神・淡路大震災におけるURの支援活動

- 延べ 7,300 人を派遣し、建物応急危険度判定、宅地被害対策調査、応急仮設住宅建設を支援
- 最大 260 人体制の震災復興事業本部を設置し、復興まちづくりを支援
- 国・兵庫県・被災市と共同で災害復興住宅設計指針を策定
- 当初 3 年間で約 18,600 戸の災害復興住宅を整備
- 被災者・地権者等の合意形成を図り、市街地の復興事業を推進
 - ・市街地再開発事業 5 地区 ・土地区画整理事業 4 地区 ・住宅市街地総合支援事業 14 地区

◎ UR都市機構の災害公営住宅建設支援フロー



※UR都市機構は、独立行政法人都市再生機構法第14条第3項に基づく地方公共団体からの要請に基づき住宅建設します。

<お問い合わせ先>

- ◎独立行政法人 都市再生機構 (<http://www.ur-net.go.jp/>)
- 震災復興支援室 〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町 6-50-1
Tel 045-650-0478 Fax 045-650-0366
- 宮城・福島震災復興支援事務所 〒982-0111 宮城県仙台市太白区长町 5-2-38
Tel 022-748-1086 Fax 022-748-1087
- 岩手震災復興支援事務所 〒020-0871 岩手県盛岡市中ノ橋通 1-4-22 中ノ橋 106ビル7階
Tel 019-604-3066 Fax 019-604-3028

被災市町村との覚書・協定締結一覧

締結先市町村	締結内容 [締結日等]
岩手県 山田町	覚書 [1月17日] 協力協定 [3月2日]
〃 釜石市	覚書 [3月9日] 協力協定 [3月23日]
〃 陸前高田市	覚書 [3月2日] 協力協定 [3月2日]
宮城県 南三陸町	覚書 [3月2日]
〃 女川町	パートナーシップ協定 [3月1日]
〃 石巻市	基本協定(災害公営住宅) [3月10日]
〃 東松島市	覚書 [2月29日]
〃 塩竈市	基本協定(災害公営住宅) [2月1日]
福島県 新地町	覚書 [2月29日] 基本協定(災害公営住宅) [2月29日]

今回締結